

令和4年5月20日

学生の皆さんへ

学 長

### 学生の県外移動等について（通知）

秋田大学では、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の一環として、学生の県外移動の取扱いを定めています。

この度下記のとおり取扱いを改めましたので、内容を確認の上、ルールを厳守するようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 学生の県外移動について

県外移動は不要不急のものを控え、真に必要な場合に限り移動日の1週間前までに所属の学務担当に届出し、所属長の了解を得てから移動してください。なお、これまでは秋田に戻った日（帰県日を0日とする）から、4日間の自宅待機及び健康観察を行いこの間は大学構内に入構できないこととしておりましたが、本日以降この取扱いを撤廃します。

ただし、4日間が経過するまでは検温など健康観察を継続し、体調に異変がある場合は、登校せず保健管理センターに連絡してください。

##### 2. 健康観察及び行動の記録

未だ全国的な感染状況は予断を許さないことから、自身が「感染しない」、「感染させない」という意識を強く持って行動してください。

また、「健康観察」及び「行動の記録」は、県外移動にかかわらず毎日行ってください。これらの記録については必要に応じて提出を求めることがあります。

検温等の健康観察を行い、発熱等体調に異変がある場合は保健管理センターの「体調不良の報告サイト」[https://www.akita-u.ac.jp/hkc/contact/physical\\_condition.html](https://www.akita-u.ac.jp/hkc/contact/physical_condition.html)により速やかに報告してください。

##### 3. 会食

会食等の機会において、「感染リスクが高まる5つの場面」に十分に気をつけ、可能な限り少人数短時間とし、大声での会話を控える等感染防止に努めてください。

#### 4. 留意事項

- ① 本通知以外に所属学部等から通知があった場合は、その指示に従ってください。
- ② 就職活動の面談等のために県外移動する場合は、面談等を WEB 等で代替できないか確認してから届出をすることとしておりましたが、今後は WEB 等の代替確認は不要とし、届出のみしてください。
- ③ 届出は移動の 1 週間前としていますが、緊急に移動を必要とすることとなった場合は、その時点で速やかに届出してください。
- ④ 届出をしない場合や届出を遅延した場合等、大学のルールを遵守しなかった時は、処分の対象となることがあります。
- ⑤ 今後の感染状況によっては取扱いを変更することがありますので、少なくとも 1 日 1 回は a・net を確認してください。

担当：秋田大学学生支援・就職課